

マイナンバーカードの受取に関するお知らせ



この度、申請いただいたマイナンバーカードについて、必要な持ち物などを詳しくお知らせします。以下をご覧くださいの上で、カードの受け取りをお願いします。



1. 来庁する方

- ・カードをお渡しする際に、カードの顔写真と本人が一致するかを確認しますので、**本人の来庁が必要**です。
- ・本人が15歳未満または成年・未成年被後見人の場合は、**法定代理人（親権者または成年・未成年後見人）も同行が必要**です。
- ・本人が**やむをえない理由**により来庁できない場合は、代理人にカードの受け取りを委任できます。ただし、**本人の来庁が困難であることの証明書類（裏面「※4」）が必要**です。



2. 受け取りの際の注意点

- ・マイナンバーカードの交付前に市外に転出されると、マイナンバーカードが廃止になります。必ず転出前にお受け取りください。
- ・窓口が混雑し、マイナンバーカードの交付にお時間をいただく場合があります。特に、**週の初日や3月初旬～4月中旬は、窓口が非常に混雑しますので、時間に余裕をもってお越しください。**

3. 必要な持ち物



必要書類などが不足する場合、カードのお受け取りができません。以下をご覧くださいの上で、「共通の持ち物」と、「追加の持ち物（1）～（3）」の両方をお持ちください。

共通の持ち物

- ①通知カード兼住民基本台帳カード返納届・紛失届（同封書類。**氏名などを記入したもの。**ただし、**マイナンバーカード更新の方は記入不要です。**）
 - ②通知カード
 - ③住民基本台帳カード
 - ④マイナンバーカード（更新の方のみ）
- お持ちの方のみ**

+

追加の持ち物

来庁する方により、以下の（1）～（3）のいずれか

（1）本人（15歳以上で、成年・未成年被後見人でない方）が来庁する場合

- ①個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書 兼 照会書（同封はがき。回答書欄・暗証番号欄を記載したもの）
 - ②本人確認書類（「※1」のA書類1点またはB書類2点）
 - ③印鑑登録証または市民カード
 - ④個人番号カード利用申請書（同封書類。**氏名などを記入したもの**）
- 統合を希望（裏面「※2」）する方のみ**

(2) 本人(15歳未満または成年・未成年被後見人の方)と法定代理人が来庁する場合

- ①個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書 兼 照会書(同封はがき。回答書欄・暗証番号欄を記載したもの)
- ②本人の本人確認書類(「※1」のA書類1点またはB書類2点)
- ③法定代理人の本人確認書類(「※1」のA書類1点またはB書類2点)
- ④代理権の確認書類(「※3」の書類。ただし、**省略できる場合があります。**)
- ⑤印鑑登録証または市民カード
- ⑥個人番号カード利用申請書(同封書類。**氏名などを記入したもの**)

統合を希望(「※2」)する方のみ

(3) 代理人のみ来庁し、カードを受け取る場合 「※4」の理由の場合のみ

- ①個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書 兼 照会書(同封はがき。回答書欄・委任状欄・暗証番号欄を記載したもの。ただし、**本人が15歳未満または成年・未成年被後見人の場合は、委任状欄の記載は不要です。**)
- ②本人の本人確認書類(「※1」のA書類1点+B書類1点。A書類がない場合は、B書類3点で、そのうち写真付きが1点以上必要です。)
- ③代理人の本人確認書類(「※1」のA書類1点+B書類1点)
- ④代理権の確認書類(本人が15歳未満または成年・未成年被後見人の場合。「※3」の書類ですが、**省略できる場合があります。**)
- ⑤本人の来庁が困難であることの証明書類(「※4」の書類)

※1 本人確認書類

A書類(官公庁発行の顔写真付き身分証明書)	有効期限内のもの
住民基本台帳カード(写真あり)、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、マイナンバーカードなど	
B書類(その他の本人確認書類)	「氏名・生年月日」または「氏名・住所」の記載があるもの
官公署がその職員に対して発行した身分証明書、各健康保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、医療受給者証、こども医療費受給資格者証、各種年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、民間企業の社員証、学校名が記載された各種書類、個人番号カード顔写真証明書(長期入院者・施設入所者、15歳未満の場合のみ)など	

※2 統合を希望 コンビニエンスストアなどで印鑑登録証明書の取得を希望する方。予め窓口で、マイナンバーカードと「印鑑登録証」または「市民カード」の統合手続きが必要です。

※3 代理権の確認書類

15歳未満または未成年被後見人の場合	戸籍謄本 「 本籍地が多賀城市の場合 」または「 親権者と同一世帯の場合 」は、省略できます。
成年被後見人の場合	成年後見登記事項証明書

※4 来庁困難の証明書類 **通勤や通学が理由で、代理人に受け取りを委任することはできません。**

① 病気・身体の障害などで来庁が困難な場合	入院中である診断書・領収書、施設入所を証する書類、身体障害者手帳(1~3級)または介護保険証(要介護4・5)が必要です。
② 未就学児で来庁が困難な場合	「個人番号カード交付通知書兼照会回答書(同封はがき)」の余白に、以下の本人が来庁できない「やむをえない理由」を記載することで、証明書類として取り扱います。(以下、記載例)
③ 長期出張中などで来庁が困難な場合	・②の場合:「未就学児で来庁が困難なため、代理で受領します。」 ・③の場合:「長期出張中で来庁が困難なため、代理で受領します。」
④ 新型コロナウイルス感染防止のために外出を自粛している場合	・④の場合:「新型コロナウイルス感染防止で外出を自粛しているため、代理で受領します。」

担当:多賀城市市民経済部市民課 022-368-1141(内線143、145)

※カード交付・休日交付などの詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

